平成 21 年 5 月 26 日

各　　位

会 社 名　　ネクストウェア株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　豊田　崇克
（コード番号　4814　大証ヘラクレス）
問合せ先　　代表取締役副社長　　田　英樹
TEL　06－6281－9866

訴訟(控訴)の提起に関するお知らせ

当社は、ノックス株式会社との間の不当利得等返還請求事件ならびにノックス株式会社からの損害賠償請求事件に関して、下記のとおり控訴がなされましたので、お知らせいたします。

記

１．　裁判所及び控訴年月日

大阪高等裁判所　平成 21 年 3 月 24 日（控訴状送達日平成 21 年 5 月 25 日）

２．控訴人（原告）

（１）氏名　ノックス株式会社　代表取締役 加藤　理

（２）住所　東京都目黒区八雲 2-23-13

３．経緯

当社は、ノックス株式会社（以下、「ノックス社」という）に対して、不当利得返還請求権に基づく代金の返還請求と、債務が存在しないことを確認する訴訟を提起しておりました。これに対し、同社から未払いとなっている対価および解除された取引について損害賠償を請求する訴訟（反訴）が提起されておりました。

この訴訟について、平成 21 年 3 月 11 日に大阪地方裁判所より、ノックス社に重大な過失があることを認めた上でノックス社の請求を棄却し、当社には不当利得返還請求権に基づく代金の返還請求権は認めるものの、信義則等を理由としてその請求を棄却するという主旨の判決が言い渡されました。

ノックス社は当該判決を受けて、大阪高等裁判所に控訴したものであります。

４．控訴の趣旨

（１）　原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。

（２）　被控訴人は、控訴人に対し、合計 3 億 1379 万 6434 円、並びに支払済みまで年６％の割合による金員を支払え。

（３）　訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

（４）　仮執行の宣言を求める。

５．今後の見通し

当社は第一審判決にて認められたように、引き続き正当性を主張してまいります。

以　上